

児童扶養手当・特別児童扶養手当の現況届をお忘れなく

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している方(支給停止の方も含む)は、現況届の提出が必要です。現況届は、引き続き手当を受ける資格があるかを確認するためのものです。期限までに届出がないと、8月以降の手当が受けられなくなる可能性がありますので、必ず提出してください。対象の方には現況届の案内通知を送付します(児童扶養手当は7月中、特別児童扶養手当は8月上旬)。通知が届かない方は、お問い合わせ

してください。

対象 児童扶養手当・特別児童扶養手当受給対象者
受付期間
児童扶養手当：8月15日(金)まで(土曜・日曜日を除く)
特別児童扶養手当：8月11日(月)～19日(火)(土曜・日曜日を除く)

受付時間 午前9時～正午、午後1時～5時
8月6日(水)・15日(金)は本庁舎のみ午後8時まで
受付場所 子育て支援課、五日市出張所
持ち物 現況届の案内通知に記載されているもの
その他 次の場合は必ず届出が必要です。
住所や氏が変わったとき

その他、申請の内容に変更があったとき
問合せ 子育て支援課子育て支援係

特別障害者手当などの現況届の提出を忘れずに

特別障害者手当などの現況届の提出期限は、8月29日(金)です。

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、東京都重度心身障害者手当を受給している方に、現況届の案内通知を送付しました。現況届は、引き続き手当を受ける資格があるかを確認するためのものです。期限までに届出がないと手当が受けられなくなりますので、必ず提出してください。通知が届かない方は、お問い合わせください。

花いっぱい運動

花壇コンクール入賞花壇決定

市では、美しいまちづくりを目指し花いっぱい運動を推進するため、町内会・自治会の花壇を対象にコンクールを行いました。

コンクールには、15花壇の応募がありました。7月18日に審査会を開催し、植え付け方、手入れ状況などの現地調査を行い、最優秀花壇、優秀花壇、優良花壇、努力賞を選出しました。



最優秀花壇 小和田自治会



優秀花壇 雨間町内会



優秀花壇 油平自治会

- 最優秀花壇 小和田自治会
- 優秀花壇 雨間町内会
- 油平自治会
- 優良花壇 森ノ下自治会
- 新宿自治会
- 小中野自治会
- 努力賞 留原自治会
- 二宮町内会(二宮本宿交差点西側)

今年度の町内会・自治会による花いっぱい運動には、46の町内会・自治会が参加し、花壇に合わせてデザインを工夫し、花を選定、植え付け、水やりや草取りなどの手入れをしています。丹精込めた地域の花壇をぜひご覧ください。
また、市庁舎前の花壇や、市内公共施設ではボランティア団体が種から育てた花が彩りを添えています。
問合せ 地域防災課地域振興係

ない方は、お問い合わせください。
受付・問合せ
障がい者支援課障がい者相談係
五日市出張所(受付のみ)

特定健康診査・後期高齢者医療健康診査を受けましょう

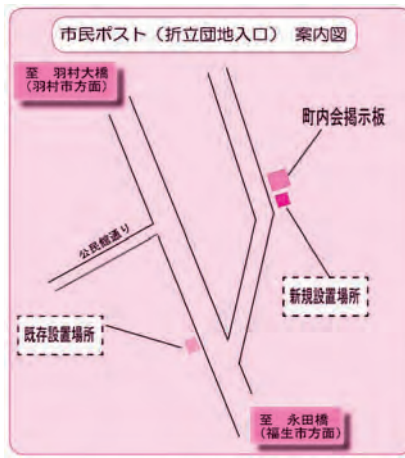
市では、国民健康保険に加入している40歳以上(昭和50年3月31日以前生まれ)の方と後期高齢者医療制度に加入している方を対象に、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の予防・改善を目的とした健康診査を実施しています。対象の方には受診券などを送付済みですが、まだ受診していない方は、

早めに受診しましょう。
なお、受診券が送付された方でも、国民健康保険または後期高齢者医療制度の資格を喪失された場合は受診できませんので、ご注意ください。
また、社会保険(健康保険組合・共済組合など)に加入している方の特定健康診査も8月1日から始まります。
社会保険(健康保険組合・共済組合など)に加入している方は、各健康保険組合へお問い合わせください。
実施期間
国民健康保険：9月30日(火)まで
後期高齢者医療制度：10月31日(金)まで
問合せ 健康課健康づくり係(直通558・1183)

市民ポストが一部利用できなくなっています

市では、市や関係機関に届けられる簡易な文書や市への意見・要望など市民の声を市政に届けられるよう、市内30か所に市民ポストを設置し、市民の皆さんに利用していただいています。
次の場所に設置している市民ポストに、一部変更がありますのでお知らせします。
ご理解とご協力をお願いします。

- 対象ポスト
秋川農協東秋留支店前
折立団地入口
変更点
秋川農協東秋留支店の



建設工事のため、工事完了まで利用できません。ご迷惑をおかけしますが、「東秋留駅」に設置している市民ポストをご利用ください。
図のとおり設置場所を移設します。
問合せ 市長公室(直通558・1269)

犬・猫の飼い主の方へマナーを守って



散歩中に飼い犬が近くにいた人に飛び掛かった、咬んだなどの報告が増えています。散歩の際は犬が飛びだしたり、首輪から抜けたりしないよう、確実に制御できるようにしてください。また、伸びるリードを使用している方は、車道に飛び出す、人や他の小動物へ飛び掛かるといった事故防止のためにも、不必要にリードを伸ばしたままにしないよう配慮してください。
排泄物や抜け毛の放置、放し飼、ノリードの散歩、犬・猫のにおい、咬まれた・引っかかるなどの、ペットが嫌われる理由のほとんどは飼い主の方のマナーの悪さが原因です。
あなたの愛犬、愛猫がみんな

に愛されるように、飼い主はルールやマナーを守り、ご近所や地域の迷惑とならないようにしてください。
フン害にならないために
犬の場合：散歩時は犬のフンを放置したままにせず、袋などを用意して、必ず持ち帰りましょう。ペットボトルなどを持ち歩き、おしっこをしたら水をかけるなどの配慮もしてください。
猫の場合：猫は決まった場所で排泄する習性があります。屋外での排泄をさせないよう、飼い主が責任をもって室内のトイレ場所を覚えさせ、ふん・尿を屋外でしないようしつけましょう。
飼い主のマナーとしつけ
犬の場合：犬にとって散歩やしつけは大切なコミュニケーションの場です。愛情と責任を持ってきちんと世話をし、近所に迷惑をかけることもなくなりましょう。犬の習性を知り、

しっかりしつけをして、終生飼育を続けましょう。
猫の場合：猫もしつけすることは可能です。しつけとは、人と猫が共同生活していく上で最低限必要なルールを教えることです。屋外での排泄や鳴き声、人や小動物への攻撃、他人の敷地・屋内への侵入をさせないように、飼い主がマナーを守り、責任をもって飼育しましょう。
現在の交通事情や住宅事情を考えると、猫は屋内で飼育することが望ましいといえます。猫は、家の中で上下運動ができる環境があれば、事故などに遭うこともなく安心して飼育することができます。運動できるように家具の上などにトイレ、爪研ぎなどを用意したり、不妊去勢手術をすることが屋内飼育を成功させるこ



ツです。
飼い主のいない猫に関する苦情も寄せられています。飼い主のいない猫に餌を与えると集まるようになり、それを迷惑と感じる人もいます。集まった猫同士で伝染病が媒介される危険もあります。また、不妊去勢手術をしていないと、繁殖してこわした猫が増え続け、周辺の生活環境被害によるトラブルにも発展します。飼い主のいない猫に餌を与えている人は、地域や周りの住民の方々の理解を得る、責任を持って引き取って飼育、新しい飼い主を見つけるなど、よく考えて行動しましょう。
犬・猫の飼い方の相談や、万一、飼い犬、飼い猫が逃げた場合、多摩動物愛護センター(581・7435)にお問い合わせください。
問合せ 健康課予防推進係